

## ○道路交通法の規定に基づく自動車の使用 制限及び指示に関する取扱規程

(平成6.4.22  
鹿児島県公安委員会規程4)

改正 前略…令和3.2公規程1

道路交通法の規定に基づく自動車の使用制限及び指示に関する取扱規程（平成3年鹿児島県公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

### 目次

	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	455
第2章 自動車の使用制限（第3条—第12条）	456
第3章 指示（第13条—第18条）	460
第4章 雑則（第19条）	461
附則	461

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法（以下「読み替えて適用する道路交通法」という。）並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う自動車の使用者又は自動車運転代行業者に對する指示及び使用制限の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正〔平成10.5公規程3〕、全部改正〔平成14.5公規程4〕

（用語の意義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「使用者等」とは、自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。
- (2) 「自動車運転代行業者」とは、自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けて自動車運転代行を営む者をいう。

- (3) 「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう。
- (4) 「随伴用自動車」とは、自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。
- (5) 「最高速度違反行為」とは、法第22条に規定する最高速度を超えて自動車を運転する行為をいう。
- (6) 「過積載運転行為」とは、法第57条第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。
- (7) 「過労運転」とは、法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転する行為をいう。
- (8) 「使用制限」とは、法第75条第2項又は法第75条の2第1項の規定に基づき、公安委員会が自動車（放置行為については、重被牽引車を含む。）の使用者又は自動車運転代行業者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (9) 「指示」とは、自動車の使用者に対する法第22条の2第1項、法第58条の4又は法第66条の2第1項の規定による指示並びに自動車運転代行業者に対する読み替えて適用する道路交通法第22条の2第1項、法第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をいう。
- (10) 「政令基準」とは、令第26条の6又は令第26条の7に規定する使用制限に関する基準をいう。
- (11) 「警察署長等」とは、警察署長、交通指導課長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長をいう。

本条…一部改正(平成7.3公規程1、10.5公規程3)、全部改正(平成14.5公規程4)、一部改正(平成18.6公規程7)

## 第2章 自動車の使用制限

### (処分事案の報告)

**第3条** 警察署長等は、自動車の使用制限に該当する事案（以下「処分事案」という。）の発生を認知した場合は、速やかに自動車使用制限事案上申書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）を経由して公安委員会に報告しなければならない。

### (処分事案の移送)

**第4条** 公安委員会は、前条の規定に基づく報告を受けた場合において、当該処分事

案に係る自動車の使用の本拠（以下「事業所」という。）の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にあるときは、自動車使用制限事案移送通知書（別記第2号様式）に関係書類を添えて、当該都道府県警察に移送するものとする。

（処分の量定）

**第5条** 公安委員会は、第3条の規定に基づく処分事案の報告を受け（前条の規定に基づき他の都道府県警察に移送したものを除く。）、若しくは他の都道府県警察から処分事案の送付を受けた場合又は最高速度違反行為、過積載運転行為若しくは過労運転が行われ、当該違反行為が、令第26条の6又は令第26条の7の規定に基づく政令基準に該当する場合は、処分の量定を行うものとする。

本条…一部改正〔平成10.5公規程3、14.5公規程4、18.6公規程7〕

（報告及び資料の提出）

**第6条** 公安委員会は、自動車の使用制限を決定する場合において必要があるときは、法第75条の2の2の規定により、当該自動車の使用者等及び自動車運転代行業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、公安委員会は、報告・資料提出依頼書（別記第3号様式）を当該使用者等及び自動車運転代行業者の居住地を管轄する警察署長に送付して行うものとする。

2 前項の報告・資料提出依頼書の送付を受けた警察署長は、使用者等及び自動車運転代行業者から必要な報告又は資料の提出を受けたときは、速やかに報告・資料提出結果報告書（別記第4号様式）により、本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成14.5公規程4、21.3公規程1〕

（意見の聞き取り）

**第7条** 法第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による監督する行政庁の意見の聞き取りは、第5条の規定に基づく処分の量定を行った後、速やかに自動車の使用制限に関する意見照会書（別記第5号様式）により、鹿児島運輸支局長を経由して九州運輸局長に対して行うものとする。

2 前項の意見の聞き取りは、次の事項について行うものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条の規定による輸送施設の使用停止、事業の停止又は許可の取消し及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第33条の規定による事業の停止又は許可の取消し並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条

- 第1項の規定による自動車の使用の制限、禁止に係る処分の有無又はその予定
- (2) 前号の処分と重複して行うこととなる場合における処分期間の変更の要否
  - (3) 輸送需要その他公共性を確保するための処分の実施時期の延期の要否
  - (4) その他必要事項

本条…一部改正〔平成6.12公規程7、18.6公規程7〕

(聴聞の実施等)

**第8条** 法第75条第4項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する聴聞は、第5条の規定に基づく処分の量定が終わった後(前条の意見の聞き取りを行ったものについては、特別の事情のない限り当該行政庁の意見の聞き取りを終わった後)、速やかに行うものとする。

- 2 聴聞の実施については、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「行政手続法」という。)、法及び令に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)の定めるところにより行うものとする。
- 3 法第75条第5項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく聴聞の期日及び場所の公示は、道路交通法に基づく聴聞会の開催公告(別記第6号様式)に必要事項を記入して、警察本部敷地内の掲示板に掲示して行うものとする。
- 4 警察署長等は、聴聞当事者からあらかじめ聴聞に出頭しない旨の申出があったときは、権利放棄書(別記第7号様式)の提出を受け、聴聞通知書(副本)とともに、速やかに本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

本条…一部改正〔平成6.9公規程6、12公規程7〕

(使用制限書等の送付)

**第9条** 公安委員会は、前条第4項又は行政手続法第15条第3項の規定により聴聞を行わないで使用制限の処分を決定したときは、自動車使用制限処分決定通知書(別記第8号様式)に自動車の使用制限書(別記第9号様式。以下「使用制限書」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第9条の15に規定する様式の標章(以下「標章」という。)を添えて、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

本条…一部改正〔平成6.9公規程6〕

(処分の執行)

**第10条** 警察署長は、前条の規定に基づき使用制限書及び標章の送付を受けたときは、速やかに、当該処分に係る自動車の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、あらかじめ口頭で処分理由を告げて使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見やすい箇所に標章をはり付けるものとする。

2 警察署長は、前項の処分の執行が終了したときは、速やかに、自動車使用制限処分執行報告書（別記第10号様式）により、本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

3 公安委員会は、最高速度違反行為及び過労運転に基づく自動車使用制限処分を執行したときは、その旨を九州運輸局長に通知するものとする。

本条…一部改正〔平成10.5公規程3〕

（処分の執行依頼）

**第11条** 公安委員会は、使用制限の処分を決定した場合において、前条の処分の執行を行わないうちに当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更していたときは、当該変更先の都道府県警察に自動車使用制限処分執行依頼書（別記第11号様式）を送付して当該処分の執行を依頼するものとする。

2 前項の自動車使用制限処分執行依頼書には、使用制限書、標章その他関係書類を添付するものとする。

3 他の都道府県警察から自動車使用制限の処分執行の依頼を受けたときは、第9条の規定に準じて警察署長に送付するものとする。

4 前項の規定に基づき送付を受けた警察署長は、第10条の規定に準じ処分の執行及び報告を行うものとする。

5 前項の規定に基づく処分執行の報告があったときは、当該処分の執行を依頼した都道府県警察に対して自動車使用制限処分執行通報書（別記第12号様式）により通報するものとする。

（標章の除去等）

**第12条** 公安委員会は、法第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく標章の除去申請があった場合には、速やかに、当該申請が府令第9条の16に規定する書類等の充足の有無及びその内容について審査するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請者が申請に係る自動車の使用について権限を有するも

のであり、かつ、当該自動車を被処分者をして使用させることがないことを確認したときは、当該標章を除去するものとし、申請が手続的に不備又は申請者が不適格者であるときは、当該申請を却下するものとする。

### 第3章 指示

(指示対象行為の報告)

**第13条** 警察署長等は、最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転の発生を認知した場合において、その行為が指示に該当すると認めるときは、速やかに指示対象事案上申書（別記第13号様式又は第13号様式の2、第13号様式の3）に関係書類を添え、本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成10.5公規程3、14.5公規程4、18.6公規程7〕

(報告及び資料の提出要求)

**第14条** 公安委員会は、指示を決定する場合において必要があるときは、法第75条の2の2の規定により、当該自動車の使用者及び自動車運転代行業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、報告又は資料の提出要求の手続は、第6条の規定を準用する。

本条…一部改正〔平成14.5公規程4〕

(意見の聞き取り)

**第15条** 指示対象業者を監督する権限を有する行政庁に対する意見の聞き取りについては、第13条の規定による報告を受けた後、速やかに道路運送法上の事業計画若しくは運行計画、貨物自動車運送事業法上の事業計画又は貨物利用運送事業法上の事業計画若しくは集配事業計画等の変更を必要とする内容の指示を行おうとする時は、過積載運転行為に係るものにあつては指示に関する意見照会書（別記第14号様式）、最高速度違反行為又は過労運転に係るものにあつては、指示に関する協議書（別記第15号様式）により、鹿児島運輸支局長を経由して九州運輸局長に対して行うものとする。この場合において、意見の聞き取り内容については、第7条第2項の規定を準用する。

本条…一部改正〔平成6.12公規程7、10.5公規程3、14.5公規程4、18.6公規程7〕

(弁明の機会の付与)

**第16条** 公安委員会は、指示を決定する場合は、当該使用者又は自動車運転代行業者に対し、行政手続法の規定により弁明の機会の付与を行わなければならない。

2 前項の弁明の機会の付与手続は、聴聞規則の定めるところによる。

- 3 公安委員会は、弁明通知書（別記第16号様式）の交付手続を当該使用者にあっては住居地を、自動車運転代行業者にあっては主たる営業所の所在地を管轄する警察署長に行わせることができる。この場合において、当該警察署長は、当該使用者等又は自動車運転代行業者に弁明通知書を交付したときは、当該使用者等又は自動車運転代行業者から受領証（別記第17号様式）の提出を受け、速やかに本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

本条…追加〔平成6.12公規程7〕、一部改正〔平成14.5公規程4〕

（指示の決定）

- 第17条 公安委員会は、前4条に基づいて指示を決定するものとする。

旧16条…一部改正し繰下〔平成6.12公規程7〕

（指示の実施）

- 第18条 公安委員会は、前条の規定により指示を決定したときは、次に掲げる区分により送付するものとする。

- (1) 自動車の使用者については、指示決定通知書（別記第18号様式）に指示書（別記第19号様式）を添えて、当該使用者の住居地を管轄する警察署長
- (2) 自動車運転代行業者については、指示決定通知書（別記第18号様式の2、過積載運転行為については第18号様式の3）に指示書（別記第19号様式の2、過積載運転行為については第19号様式の3）を添えて主たる営業所の所在地を管轄する警察署長

- 2 警察署長は、指示決定通知書及び指示書の送付を受けたときは、速やかに当該使用者又は自動車運転代行業者に対し、指示書を交付して指示を行うものとする。
- 3 警察署長は、前項の指示を行ったときは、速やかに指示結果報告書（別記第20号様式）により、本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

旧17条…一部改正し繰下〔平成6.12公規程7〕、本条…全部改正〔平成14.5公規程4〕、一部改正〔平成18.6公規程7、21.3公規程1〕

#### 第4章 雑則

（細目事項）

- 第19条 この規程の実施について必要な事項は、別に本部長が定める。

旧18条…繰下〔平成6.12公規程7〕

#### 附 則

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6.9.28公規程6）

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6.12.21公規程7)

この規程は、平成6年12月21日から施行する。

附 則 (平成7.3.10公規程1)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10.5.22公規程3)

この規程は、平成10年5月22日から施行する。

附 則 (平成14.5.31公規程4)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成17.3.29公規程5)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.6.19公規程7)

この規程は、平成18年6月19日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成21.3.17公規程1)

この規程は、平成21年3月17日から施行する。

附 則 (平成28.7.7公規程14)

この規程は、平成28年7月7日から施行する。

附 則 (令和3.2.9公規程1)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間は、必要な調整をして使用することができる。



別記

第1号様式（第3条関係）

（表面）

自動車使用制限事案上申書		
		第 年 月 日
鹿児島県公安委員会 殿 （交通指導課扱い）		警察署 印
下記の事案は、道路交通法第 条 第 項の規定による自動車使用制限の対象に該当すると認められるので上申する。		
事務所の名称及び所在地		
使用者の氏名		
自動車の登録（車両）番号		
下命、容認行為者の住所、職（地位）、氏名		
違反運転者の住所及び氏名		
事案の内容		
添 付 書 類	道路交通法第75条第2項	道路交通法第75条の2第1項
	<input type="checkbox"/> 反則切符の写し <input type="checkbox"/> 交通切符の写し <input type="checkbox"/> 捜査報告書の写し <input type="checkbox"/> 被疑者供述調書の写し <input type="checkbox"/> 参考人供述調書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 反則切符の写し <input type="checkbox"/> 交通切符の写し <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )





第3号様式（第6条関係）

<b>報告・資料提出依頼書</b>		
鹿公委交指第		号
年 月 日		
<b>警察署長 殿</b>		
鹿児島県公安委員会		印
<p>道路交通法第 条 第 項の規定による 処分について必要 があるので、下記の者から次の事項について報告又は資料の提出を求め、その結果を報告 されたい。</p>		
記		
1	対象者	
	自動車の使用の本拠	
	使用者の住所	
	使用者の氏名	
2	報告又は資料提出の理由	
3	報告すべき内容又は提出させるべき資料	

本様式…一部改正(平成14.5公規程 4、21.3公規程 1)

第4号様式(第6条関係)

<b>報告・資料提出結果報告書</b>	
第	号
年	日
鹿児島県公安委員会 殿	
警察署長	印
年 月 日付鹿公委交第	号による報告又は資料提出の
結果は、下記のとおりであるので報告する。	
記	
1 対象者	
自動車使用の本拠	
使用者の住所	
使用者の氏名	
2 報告又は資料提出の結果	



(裏面)

処分の理由		
処分の年月日 (予定)	年 月 日	
処分の期間 (予定)	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間	
処分に係る自動車	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参考事項		

本様式…一部改正(平成14.5公規程4)

## 第6号様式（第8条関係）

## 道路交通法に基づく聴聞会の開催公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第4項の規定により、自動車の使用制限について、公開による聴聞会を次のとおり行う。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 氏 名 印

## 1 聴聞の期日

年 月 日 時 分開始

## 2 聴聞の場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部

## 3 聴聞を受ける者

事業所等の名称

所在地

氏 名

本様式…一部改正（平成17.3公規程5）



第7号様式（第8条関係）

年 月 日
鹿児島県公安委員会 殿
住 所
氏 名
権 利 放 棄 書
私は、 年 月 日付け鹿公委交第 号の通知書による 聴聞についてはよく分かりました。
この聴聞については、出席し意見を述べる権利を放棄します。

本様式…一部改正〔令和3.2公規程1〕



第9号様式（第9条関係）

交付年月日	・ ・
交付番号	
自動車の使用制限書 殿 鹿児島県公安委員会 印	
命令の年月日	年 月 日
使用者の 氏名及び住所	
自動車の使用の 本拠の名称及び 位置	
自動車の登録 (車両)番号	
運転禁止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
運転禁止の理由	
(教示) この処分取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	

備考 この処分に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。

本様式…一部改正(平成6.9公規程6、17.3公規程5)

第10号様式（第10条関係）

自動車使用制限処分執行報告書	
第 号 年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿 （交通指導課扱い）	
警察署長 印	
自動車の使用制限書 の 交 付 日 時	年 月 日 時 分
同 上 交 付 場 所	
被 交 付 者 の 住 所 及 び 氏 名	
標章をはり付けた自動 車の登録（車両）番号	
処分執行した警察官 の 官 職 、 氏 名	
備 考 処分執行の際における 特異動向等について 記入する。	



第12号様式（第11条関係）

<p>自動車使用制限処分執行通報書</p> <p style="text-align: right;">鹿公委交指第                   号                                   年   月   日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県公安委員会     印</p> <p>下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分の執行をしたので通報します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
使用制限書番号	第                   号
被	事業所名
処	所在地
分	使用者の氏名
者	自動車の登録 (車両)番号
執行依頼の理由	
処分の執行をした 警察署長等	

本様式…一部改正(平成14.5公規程4)

第13号様式（第13条関係）

（表面）

指 示 対 象 事 案 上 申 書		
		第 _____ 号 年 月 日
鹿兒島県公安委員会 殿 (交通指導課扱い)		
		交通指導課長 印
下記の者は、道路交通法第 _____ 条の _____ の規定による指示の対象に該当すると認められるので上申する。		
対 象 者	事業所名	
	所在地	
	代表者氏名	
指 示 に 係 る 自 動 車	登録(車両)番号	
	使用の種別	
添 付 書 類	最 高 速 度 違 反 行 為	<input type="checkbox"/> 交通切符の写し <input type="checkbox"/> 最高速度違反登録票(乙) <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> その他( )
	過 積 載 運 転 行 為	<input type="checkbox"/> 反則切符又は交通切符の写し <input type="checkbox"/> 積載重量測定報告(重量測定カード)の写し <input type="checkbox"/> 通行指示・応急措置報告書(乙) <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> その他( )
過 労 行 為	<input type="checkbox"/> 事件送致書の写し <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> その他( )	

(裏面)

指示の理由			
過去1年以内の 指示及び最高速 度違反行為歴、 過積載運転行為 歴又は過労運転 歴	年月日	場 所	内 容
指示の内容			
	処 理 結 果		
指示決定日	年 月 日		
指 示 結 果	指示年月日	年 月 日	
	指示の場所		
	指示実施署		
備 考			

本様式…一部改正(平成10.5公規程3)、全部改正(平成18.6公規程7)





(裏面)

指示の理由			
過去1年以内の 指示及び最高速 度違反行為歴、 過積載運転行為 歴又は過労運転 歴	年 月 日	場 所	内 容
指示の内容			
	処 理 結 果		
指示決定日	年 月 日		
指示結果	指示年月日	年 月 日	
	指示の場所		
	指示実施署		
備 考			

本様式…追加(平成14.5公規程4)、全部改正(平成18.6公規程7)

第13号様式の3 (第13条関係)

(表面)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指示対象事案上申書</p>		<p style="margin: 0;">第 _____ 号</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">鹿児島県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0;">(交通指導課扱い)</p>		<p style="margin: 0;">交通指導課長 印</p>
<p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第 _____ 条の _____ の規定による指示の対象に該当すると認められるので上申する。</p>		
対象者	主たる営業所の所在地	
	自動車運転代行業者名	
指示に係る自動車	使用の本拠の位置	
	登録(車両)番号	
添付書類	過積載運行為	<input type="checkbox"/> 反則切符又は交通切符の写し <input type="checkbox"/> 積載重量測定報告(重量測定カード)の写し <input type="checkbox"/> 通行指示・応急措置報告書(乙) <input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反等登録票 <input type="checkbox"/> その他( )

(裏面)

指示の理由			
過去1年以内の 指示及び最高速 度違反行為歴、 過積載運転行為 歴又は過労運転 歴	年 月 日	場 所	内 容
指示の内容			
	処 理 結 果		
指示決定日	年 月 日		
指 示 結 果	指示年月日	年 月 日	
	指示の場所		
	指示実施署		
備 考			

本様式…追加(平成18.6公規程7)



(裏面)

指示の理由		
指示事項 (予定)		
指示の年月日 (予定)	年 月 日	
指示に係る自動車	登録(車両)番号	
	使用の種別	
その他参項事項		

本様式…一部改正〔平成10.5公規程3、14.5公規程4〕

第15号様式（第15条関係）

（表面）

指示に関する協議書

鹿公委交指第 号

年 月 日

九州運輸局長 殿

鹿児島県公安委員会 印

次のとおり 道路交通法第22条の2第1項 の規定による指示をする予定  
道路交通法第66条の2第1項

であるので、意見があれば、 年 月 日までに文書をもって  
回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱いま  
す。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示の理由等

別紙のとおり

取扱い者の氏名及び電話番号

(裏面)

指示の理由	
指示事項 (予定)	
指示の年月日 (予定)	
指示に係る自動車の 登録(車両)番号	
その他参考事項	

(記載上の注意)

「その他参考事項」の欄には、例えば、当該事業所に係る指示歴、使用制限歴等を支障のない範囲で記載すること。

本様式…追加〔平成10.5公規程3〕、一部改正〔平成14.5公規程4〕



第16号様式（第16条関係）

（表面）

第 号														
弁 明 通 知 書														
年 月 日														
殿														
鹿児島県公安委員会 （交通指導課扱い） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>														
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。														
記														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">弁明の件名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予定される不利益処分の内容</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠となる法令の条項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">不利益処分の原因となる事実</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出先</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出期限</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	弁明の件名		予定される不利益処分の内容		根拠となる法令の条項		不利益処分の原因となる事実		弁明書の提出先		弁明書の提出期限		備 考	
弁明の件名														
予定される不利益処分の内容														
根拠となる法令の条項														
不利益処分の原因となる事実														
弁明書の提出先														
弁明書の提出期限														
備 考														
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりで。														

(裏面)

## 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証明書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 弁明書が期限内に提出されない場合は、処分基準に従い処分を決定します。
- 5 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

本様式…追加〔平成6.12公規程7〕、旧15号様式…繰下〔平成10.5公規程3〕

第17号様式（第16条関係）

受 領 証

最高速度違反行為  
過積載運転行為 による指示処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明通知  
過 労 運 転

書（第 号）を確かに受け取りました。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿  
（交通指導課 扱い）

住 所

氏 名

本様式…追加〔平成6.12公規程7〕、旧16号様式…一部改正し繰下〔平成10.5公規程3〕、本様式…一部改正〔平成14.5公規程4〕、全部改正〔平成18.6公規程7〕、一部改正〔令和3.2公規程1〕

第18号様式（第18条関係）

指 示 決 定 通 知 書	
鹿公委交第            号 年   月   日	
警察署長 殿	
鹿児島県公安委員会    印	
下記のとおり、道路交通法第            条の            の規定により、指示することを決定したので 通知する。 <p style="text-align: center;">記</p>	
指示決定の年月日	年   月   日
指示対象者の 住所及び氏名	
指示に係る 車            両	使用の本拠の位置 <hr/> 登録（車両）番号
指示の理由	
指示事項	

旧15号様式…一部改正し繰下(平成6.12公規程7)、旧17号様式…一部改正し繰下(平成10.5公規程3)、  
本様式…一部改正(平成14.5公規程4)、全部改正(平成18.6公規程7)

第18号様式の2 (第18条関係)

指 示 決 定 通 知 書	
<p style="text-align: center;">警察署長 殿</p>	<p style="text-align: right;">鹿公委交指第      号 年    月    日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県公安委員会      印</p>
<p>下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第      条の      の規定により、指示することを決定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
指示決定の年月日	年    月    日
主たる営業	
所の所在地	
自動車運転	
代行業者名	
指示の理由	
指示事項	

本様式…追加(平成14.5公規程4)、全部改正(平成18.6公規程7)

第18号様式の3 (第18条関係)

指 示 決 定 通 知 書	
	鹿公委交指第 号 年 月 日
警察署長 殿	鹿児島県公安委員会 印
<p>下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第 条の の規定により、指示することを決定したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
指示決定の年月日	年 月 日
主たる営業	
所の所在地	
自動車運転	
代行業者名	
指示に係る 車 両	使用の本拠 の 位 置
	登録(車両) 番 号
指示の理由	
指示事項	

本様式…追加(平成18.6公規程7)

第19号様式（第18条関係）

指 示 書					
鹿公委交指第 号 年 月 日					
殿					
鹿児島県公安委員会 印					
<p>道路交通法第 条の の規定により、次のとおり指示する。</p>					
指示に係る車両	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">使用の本拠の位置</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">登録（車両）番号</td> <td></td> </tr> </table>	使用の本拠の位置		登録（車両）番号	
使用の本拠の位置					
登録（車両）番号					
指示事項					
指示の理由					

（注意）  
指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

（教示）  
1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。  
2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

旧16号様式…一部改正し繰下〔平成6.12公規程7〕、旧18号様式…一部改正し繰下〔平成10.5公規程3〕、本様式…一部改正〔平成14.5公規程4、17.3公規程5〕、全部改正〔平成18.6公規程7〕、一部改正〔平成28.7公規程14〕

第19号様式の2（第18条関係）

指 示 書

鹿公委交指第 号  
年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第 条の の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	
指示の理由	

（注意）

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

（教示）

- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

本様式…追加〔平成14.5公規程4〕、一部改正〔平成17.3公規程5〕、全部改正〔平成18.6公規程7〕、一部改正〔平成28.7公規程14〕





第20号様式（第18条関係）

<p>指示結果報告書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>鹿児島県公安委員会 殿</p>	
<p>警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
<p>年 月 日付け鹿公委交第 号によるみだしのことについては、下記 のとおりであるので報告する。</p>	
<p>記</p>	
指 示 の 日 時	
指 示 の 場 所	
指 示 の 対 象 者	
指 示 の 状 況	

旧17号様式……一部改正し繰下〔平成6.12公規程7〕、旧19号様式…繰下〔平成10.5公規程3〕